

改革の方向性(第一回WGでの主な議論)

地域科学技術施策のあり方について

- ①グローバルな競争力を有する地域の育成と、内需対応型の両方が必要で、それぞれ別々の政策展開が必要。前者には、政策資源の集中的投入が不可欠。後者には、ハイテク産業でなくとも、伝統的地場産業やものづくり基盤技術への支援策が重要。また、公募方式による良いテーマ発掘が有効。
- ②成長の原動力は、グローバル展開。そのためには、他者との差別化、ITの利活用が重要。
- ③研究開発から実用化・事業化をカバーするクラスター政策が有効。
- ④施策の利用者の側に立った政策立案・展開が必要。

人材育成

- ①グローバル展開を図るためには、人材のグローバル化が重要。そのためには、世界最先端の研究・技術を有する大学・地域が世界に向けてアピールするなど、世界から人材を集めてくる、という視点が重要。
- ②岩手県では、産学官連携により岩手未来機構を作り、地元の産業振興や地域活性化で活躍。
- ③ITが地域でのクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与し、世界からの人材確保・定住化に有効。
- ④人材空洞化を食い止めるためには、税制支援策などを講じて、企業誘致することが有効。

産学官連携／大学機能の強化

- ①産学官が共有するロードマップが不十分ではないか。 ②知財、経営、研究の三位一体的取り組みが不十分。
- ③技術移転や事業化(支援)機能が弱い。 ④大学発ベンチャーには経営能力が弱い。
- ⑤産学官連携のコアとなる企業が必要。 ⑥地域の大学の特徴的な面を発展させていくという将来展望が必要。
- ⑦中国の清華大学では、企業が大学内に建物を寄附し、そこに当該企業が入居して共同研究を実施している。我々は、このようなところと競争を余儀なくされている。

事業化支援

- ①事業化へのテイクオフは助成金だけではできない。金融制度も合わせて考えるべき。

改革の方向性(論点1)

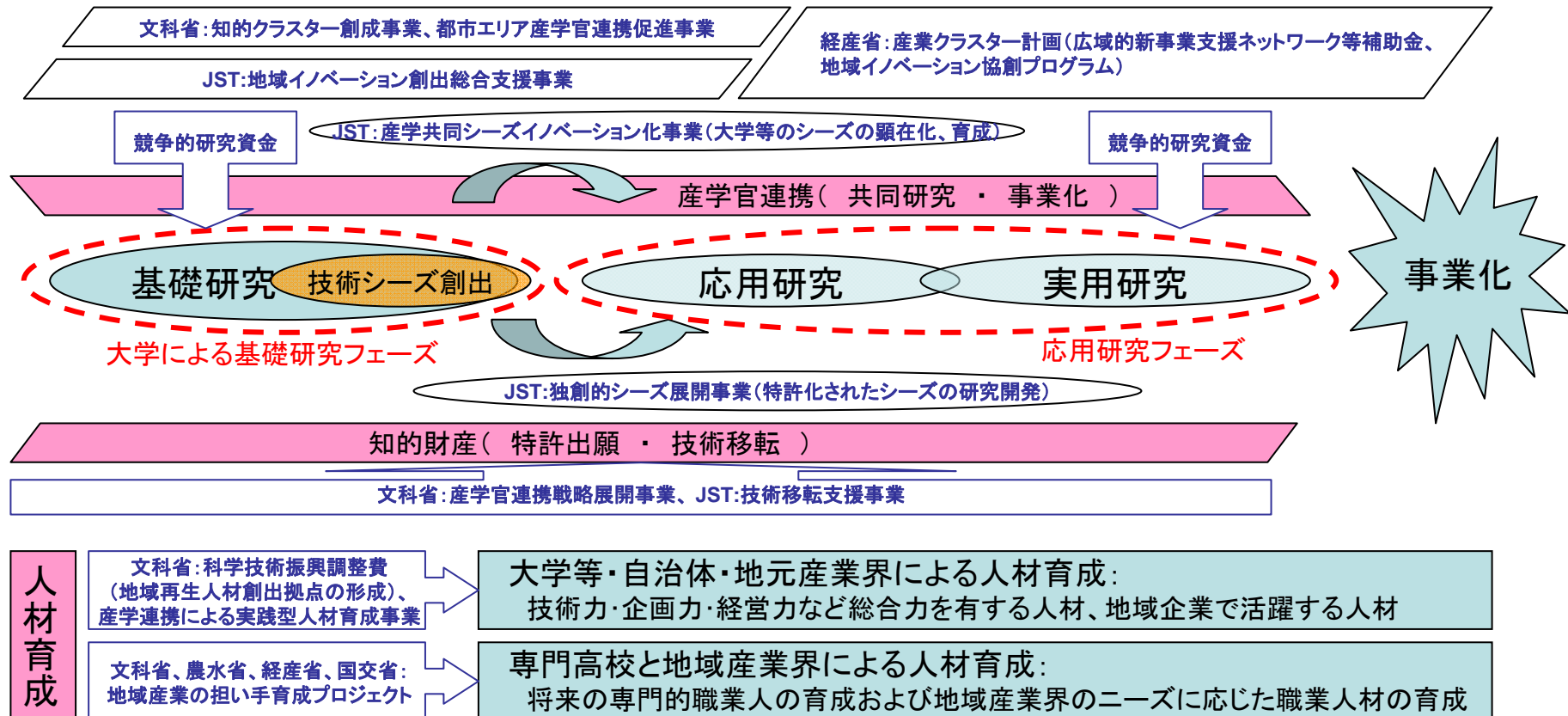
地域主体の政策への転換

- ①地域が研究開発から事業化までの見通したロードマップを作成し関係者間で共有。
- ②各府省の支援策は同ロードマップを基に展開する方式に転換する必要があるのではないか。

地域マネジメントの確立

- ①研究開発から事業化までを俯瞰できる中核的機関／人材が不可欠ではないか。

地域科学技術等に係る各府省施策の俯瞰図 (詳細は別紙参照)



改革の方向性(論点2)

地域を支援する政策への転換

①新規製品の率先調達、②規制緩和、③地方交付税交付金の算定方式(地域活性化による税収の基準財政収入への参入割合の見直し)

公的機関による率先調達の例

- 地方公共団体は、原則的には、一般競争入札によって契約しているが、ベンチャー企業等の新商品については一定の手続きを経て、**随意契約**を行うことが可能である。(地方自治法施行令第167条の2)。
- 平成15年に佐賀県が「トライアル受注事業」を開始した。これは、ベンチャー企業等が開発した新商品を、県庁等で試験的に発注や購入を行い、その有用性を評価する事業。官公庁での受注実績をつくることにより、販路開拓を支援。
- 平成19年には、「トライアル受注全国ネットワーク」が発足。

規制緩和の例

○ **ロボット特区**

「**ロボット開発・実証実験特区**」では、規制の特別措置「**ロボット公道実験円滑化事業**」により、公道での**ロボット実証実験**を道路使用許可の対象として明確に位置づけ、許可手続を円滑化することで、公道での実証実験実施に道を開いた。

2004年2月、全国で初めて公道でのロボット実証実験を行って以来、活発に実験を行ってきたが、その実績が認められ、2006年1月特例措置「**ロボット公道実験円滑化事業**」が**全国展開**された。

○ **燃料電池**

「**水素**」はこれまで社会で広く利用されていなかったために、**燃料電池が普及するには新技術に対応して様々な規制の見直しが必要**。

2002年10月に政府は、燃料電池の初期段階の普及に必要な**6法律28項目に関する規制の見直し**を決定。(道路運送車両法、道路法、高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、電気事業法)

普通交付税の仕組み

普通交付税の額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額として算定。

基準財政収入額については、標準的な税収の75%を算入している。

